

防衛省組織令（昭和29年政令第178号）第215条の規定に基づき、統合幕僚監部の所掌事務に関する達を次のように定める。

平成18年3月31日

統合幕僚長 陸将 先崎 一

統合幕僚監部の所掌事務に関する達

改正 平成26年3月26日 統合幕僚監部達第5号
改正 平成27年9月29日 統合幕僚監部達第5号
改正 平成29年3月27日 統合幕僚監部達第3号

任命権に関する訓令（昭和36年防衛庁訓令第4号）第10条の3、第15条第2項、第18条、第42条の3、第47条第1項及び第59条の3並びに表彰等に関する訓令（昭和30年防衛庁訓令第49号）第10条、第17条及び第20条に定める統合幕僚監部の所掌事務は、総務部人事教育課が行う。

附 則

この達は、平成18年3月31日から施行する。

附 則（平成26年3月26日統合幕僚監部達第5号）

この達は、平成26年3月26日から施行する。

附 則（平成27年9月29日統合幕僚監部達第5号）

この達は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成29年3月27日統合幕僚監部達第3号）

この達は、平成29年3月27日から施行する。

分類番号：D1-D10

保存期間：30年